

宿泊税導入スケジュール等について

令和7年7月11日(金)
ぎふ魅力づくり推進部
ぎふ魅力づくり推進政策課

【目次】

(1)本市の宿泊税制度	・・・ 3
(2)宿泊税の使途	・・・ 4
(3)宿泊税活用スキーム	・・・ 5
(4)今後のスケジュール	・・・ 6

(1)本市の宿泊税制度

課税客体	市内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊施設)への宿泊行為
納税義務者	料金を支払い、宿泊施設に宿泊する者
特別徴収義務者	旅館業または住宅宿泊事業を営む者
税収規模	約1.3億円
税 額	1人1泊あたり200円 (免税点なし)
課税免除	①年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ②学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の行事として行われる旅行に参加する者
特別徴収義務者交付金	納期内に納入された額の2.5%
特別徴収義務者への支援	システム改修の実情に応じた支援(補助)のあり方を検討
徴収開始日	令和8年4月1日から
制度の見直し	社会経済状況等を勘案し、3年ごとに制度について検討する

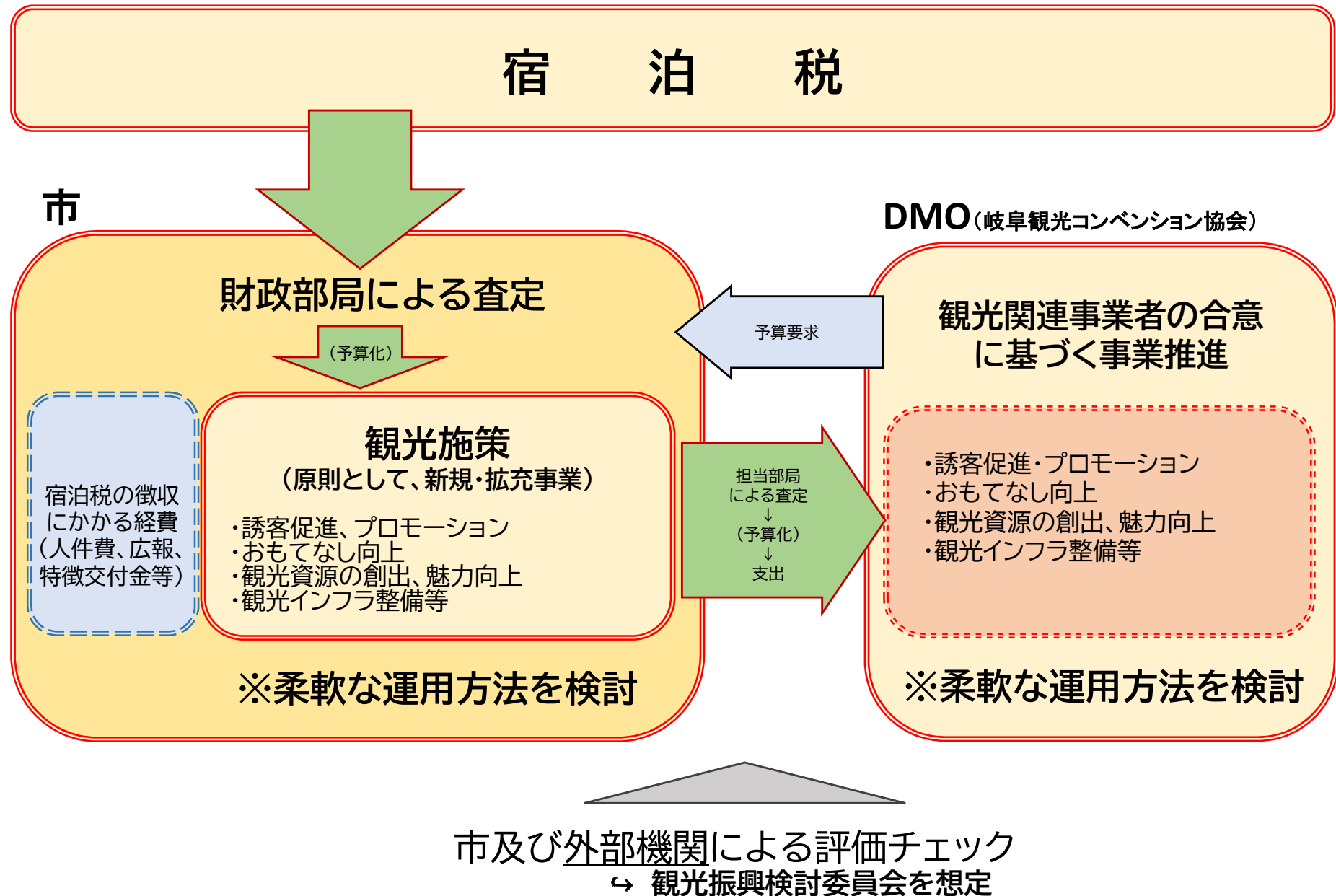
(2) 宿泊税の使途

観光客に選ばれるまち　―誘客促進・プロモーション事業―	何度でも訪れたくなるまち　―おもてなし向上事業―
★国内外プロモーションの強化 ★プロモーション動画作成 ★多言語ホームページの作り込み ★SNSを活用したプロモーションの強化 ★広告掲載(WEB広告含む)の拡充 ★インフルエンサー等を招聘した情報発信 ★ランドオペレーターへの営業強化(助成) ★FAMトリップの実施 ★定期的なセールスコールの実施 ★海外観光展・商談会への参加	まちなか観光周遊促進 (シェアサイクルの充実、観光周遊バスへの補助) 市内観光事業者への受入環境整備補助 (Wi-Fi整備、交通系決済システムの拡充等) ★観光案内所機能の強化 ★観光人材の育成事業
★MICE誘致の推進 ★MICE誘致活動の強化 ★MICE支援事業の拡充 ★地域DMOの体制強化 ★市内観光客動向調査の実施(ニーズの把握)	観光資源の創出　―魅力向上事業― ナイトタイムエコノミーの推進 ・パノラマ夜景、ぎふ灯り物語の拡大 ★夜の繁華街のPR促進 新たな魅力スポット・観光資源の創出
観光インフラ整備等 観光施設等の整備、社会状況や観光ニーズの変化に緊急的、機能的に対応するための基金への積立	その他 ・特別徴収義務者交付金 ・市における宿泊税の徴税事務にかかる経費

★:地域DMOでの実施も想定できる事業

原則として、新規・拡充事業に充てる

(3) 宿泊税活用スキーム



(4) 今後のスケジュール

[illegible]